

## 第21号議案

### 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和46年島根県条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条中第18号を削り、第19号を第18号とし、第20号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条第1項第1号中「次に掲げる」を「人事委員会規則で定める試験研究機関等に勤務する」に改め、「イに掲げる職員にあっては、」を削り、同号ア及びイを削り、同条第2項第1号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業 1日につき420円

第8条第1項を次のように改める。

家畜飼育作業等従事手当は、中山間地域研究センター、畜産技術センター又は農業大学校に勤務する職員が次に掲げる作業又は業務に従事したときに支給する。

- (1) 種雄牛の精液採取作業、種雄牛の自然交配若しくは精液採取のため若しくはこれらの作業の準備のために種雄牛を御する作業又は液体窒素を用いて行う種雄牛の精液の保存処理作業
- (2) 家畜のふん尿を直接処理する作業（人事委員会規則で定める場合に限る。）
- (3) 牛の削蹄作業
- (4) 家畜の診療の業務（獣医師の資格を有する者が行う業務で人事委員会規則で定めるものに限る。）

第8条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の作業 1日につき370円
- (2) 前項第2号の作業 1日につき320円
- (3) 前項第3号の作業 1日につき370円
- (4) 前項第4号の業務 1日につき610円

第9条第1項中「農林水産部農畜産振興課又は家畜保健衛生所に勤務する」及び「（農林水産部農畜産振興課にあつては、人事委員会規則で定める職員に限る。）」を削り、「防疫の業務」の次に「（前条第1項第4号に規定する業務を除く。）」を加え、同条第2項を次のように改める。

2 前項の手当の額は、1日につき700円とする。ただし、人事委員会規則で定める作業に従事したときは、当該額に420円を加算した額とする。

第18条第2項第1号中「1月につき20,100円」を「1日につき320円」に改め、同項第2号中「前項第2号」の次に「及び第3号」を加え、「1月につき24,600円」を「1日につき960円」に改め、同項第3号を削り、同項第4号を同項第3号とする。

第19条第2項第1号を次のように改める。

(1) 人事委員会規則で定める職員 1日につき1,170円

第23条第1項各号列記以外の部分中「掲げる業務」の次に「（心と体の相談センターに勤務する職員にあつては、精神障害者の診療又は看護の業務に限る。）」を加える。

第24条を次のように改める。

#### 第24条 削除

第25条第2項第1号中「1月につき16,700円」を「1日につき800円」に改める。

第29条を次のように改める。

（福祉業務従事手当）

第29条 福祉業務従事手当は、福祉事務所、女性相談センター、児童相談所又は心と体の相談センターに勤務する職員が、福祉に関する指導又は調査の業務（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第6条第2項に規定する業務を含む。）（人事委員会規則で定めるものに限る。）に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、1日につき600円とする。

第36条第1項中「立入検査、災害調査等の業務に従事したとき、又はこれらに準ずる業務で人事委員会規則で定めるもの」を「災害調査の業務」に改め、同条

第2項中「370円」を「750円」に改める。

第37条第1項を次のように改める。

教務手当は、次に掲げる場合に支給する。

- (1) 人事委員会規則で定める職員が農業大学の講師として授業に従事したとき。
- (2) 人事委員会規則で定める職員が消防学校の講師として授業に従事したとき。

第37条第2項各号を次のように改める。

- (1) 前項第1号の業務 授業1時間につき420円
- (2) 前項第2号の業務 授業1時間につき370円

第39条第1項中「(月を単位に手当額が定められているものに限る。)」及び「(日又は時間を単位に手当額が定められているものに限る。)」を削り、同項の表を次のように改める。

訓練指導手当	教務手当
医師手当	有害物取扱手当 衛生検査業務従事手当

第39条第3項中「表の」を削り、同項の表を削り、同項に次の各号を加える。

- (1) 第11条第1項第2号の作業
- (2) 第11条第1項第3号の作業
- (3) 第11条第1項第6号の作業

第39条第4項中「(日を単位に手当額が定められているもの(人事委員会規則で定めるものを含む。))に限る。)」を削り、同項の表に次の1号を加える。

6	家畜飼育作業等従事手当(第8条第1項第4号に係るものに限る。) 家畜保健衛生業務従事手当 防疫作業等従事手当(第17条第1項第2号に係るものに限る。)
---	---

る。)

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。